

税務キャッチ・アップ 法人税・所得税関係

中小企業倒産防止共済

1はじめに

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業基盤整備機構が運営する共済で、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度である。取引先の倒産により売掛金債権等が回収困難になった場合には、無担保・無保証で支払済掛金の10倍（上限8,000万円）まで借入れができる。

本稿では、中小企業倒産防止共済制度の概要と実務上の留意点を解説することとする。

2共済契約の掛金

倒産防止共済の掛金は月額5千円から20万円まで、5千円単位で自由に設定できる。掛金は途中で増額または減額することも可能で、支払総額が800万円に達するまでかけることができる。掛金は全額損金または必要経費に算入されるので、節税対策として利用されるケースも多い（措法28,66の11）。掛金を前払いすることも可能で、例えば

年度末に1年分の掛金（最大240万円）を支払えば、その全額を支払った年度の損金または必要経費に算入することができる（租通28-3, 66の11-3）。

なお、個人の必要経費にできるのは事業所得に限定されており、不動産所得等の必要経費にすることはできないので注意したい。

3明細書の添付

掛金を必要経費に算入するためには、申告書に明細書を添付する必要がある。法人の場合には別表10(6)の「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」欄に記載する。個人の確定申告では法人税のような様式がないので、次のような任意の明細書を作成して添付することになる。

4解約手当金

倒産防止共済は任意に解約することができ、解約の際は解約手当金を受け取ることができる。この解約手当金は、法人の益金または個人の事業所得の総収入

金額として処理する。40ヶ月以上加入していれば解約手当金の返戻率は100%になる。40ヶ月未満の解約手当金の返戻率は以下のとおり。

加入期間12ヶ月未満	0%
加入期間12ヶ月以上	
24ヶ月未満	80%
加入期間24ヶ月以上	
30ヶ月未満	85%
加入期間30ヶ月以上	
36ヶ月未満	90%
加入期間36ヶ月以上	
40ヶ月未満	95%

5おわりに

前述のとおり、取引先の倒産により売掛金債権等が回収困難になった場合には、無担保・無保証人で支払済掛金の10倍まで借入れができる。借入は無利息だが、借入額の10%にあたる額が支払済掛金から控除され、次回借入をする際はその分の借入枠が減少する。

さらに、控除された10%の掛け金は、解約手当金の権利も失われてしまう。例えば、取引先の倒産で売掛金の回収が困難となり1,000万円の借入をした場合には、100万円が支払済掛金から減額され、将来解約した際に本来受け取れるはずの解約手当金が100万円減ってしまう（返礼率100%の場合）。実質的には10%の利息を前払いしているようなものである。倒産防止共済の借入を検討する際はこの点を考慮し、安い借入れをしないようにしたい。

（右山研究グループ
税理士 中川 祐一）

中小企業倒産防止共済掛金の必要経費算入に関する明細書

租税特別措置法第28条第1項第2号の規定に基づき、必要経費に算入する中小企業倒産防止共済契約に係る掛け金は次のとおりです。

事業者名

住所

基金に係る法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
基金の名称	中小企業倒産防止共済事業
当年に支出した掛け金の額	① 円
同上のうち必要経費に算入した額	② 円

*中小企業基盤整備機構ホームページより